



# 埼玉県報

第74号  
令和2年(2020年)  
1月24日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 職員用パーソナルコンピュータの賃貸借に関する落札者等の公示（情報システム課）
- 草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の中止（環境政策課）
- 三田ヶ谷土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 埼玉県立図書館システム運用・保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（熊谷図書館）
- 県道片柳川越線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 一般国道125号の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道阿佐間幸手線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 一般国道125号の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

### 雑報

- 埼玉県道路公社公告（県土整備政策課）

# 告 示

## 埼玉県告示第五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量  
職員用パーソナルコンピュータの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年12月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- 5 落札金額  
64,088,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和元年11月12日

## 告 示

### 埼玉県告示第五十五号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和二年埼玉県告示第二号（草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和二年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 件名

草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価

#### 公聴会

#### 二 日時及び場所

ア 令和二年一月二十八日（火）十四時から十五時まで

三郷市役所 全員協議会室

イ 令和二年一月二十八日（火）十七時から十八時まで

吉川市役所 三〇五会議室

ウ 令和二年一月二十九日（水）十四時から十五時まで

草加市立柿木公民館 会議室

エ 令和二年一月二十九日（水）十七時から十八時まで

越谷市役所 第三庁舎一階会議室一

オ 令和二年一月三十一日（金）十四時から十五時まで

八潮市立八條公民館 会議室二

#### 三 都市計画決定権者の名称

三郷市

#### 四 中止の理由

公述の申出がなかったため

# 告示

## 埼玉県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、三田ヶ谷土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	恩田 光由	埼玉県羽生市大字喜右エ門新田七百八十番地
同	島崎 一	同 三田ヶ谷六百二十四番地
同	長谷川 一弥	同 同 千五百三十三番地一
同	奥澤 文夫	同 同 三百七十五番地
同	奥澤 和明	同 同 十八番地
同	奥貫 秀夫	同 同 弥勒四百三十六番地
同	森下 正己	同 同 千四百九十二番地
同	須藤 耕男	同 同 喜右エ門新田千百九番地
同	西山 俊雄	同 同 与兵エ新田二十二番地
同	吉田 麻佐実	同 同 三田ヶ谷千八百五十六番地一
同	平井 茂	同 同 常木二百二番地
同	江森 正	同 同 七百八十四番地
同	荒木 豊	同 同 加須市大越百十五番地
監事	栗田 健一	同 同 羽生市大字三田ヶ谷千四百一番地
同	名雲 康典	同 同 弥勒千七百九十一番地
同	田中 時男	同 同 行田市大字小針三千四百四十番地一

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	小野 三郎	埼玉県羽生市大字三田ヶ谷二千六百十七番地
同	奥澤 恒夫	同 同 千五百四十二番地
同	久保田 榮一	同 同 七百六番地
同	江森 滋男	同 同 二十五番地
同	栗原 恒夫	同 同 四百四十八番地
同	岡安 清	同 同 弥勒九百番地二
同	森下 正己	同 同 千四百九十二番地

理事	内野恒二	埼玉県羽生市大字喜右工門新田四百八十番地
同	西山俊雄	同 与兵工新田二十二番地
同	吉田麻佐実	同 三田ヶ谷千八百五十六番地一
同	平井悟	同 常木百三十八番地二
同	平井康市	同 同 千二百二十三番地一
同	荒木豊	加須市大越百十五番地
監事	腰塚憲	羽生市大字三田ヶ谷千五百六十四番地
同	久保田一郎	同 喜右工門新田千四百九十二番地
同	平井規雄	同 同 常木七百七十番地

# 告 示

## 埼玉県告示第五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立図書館システム運用・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立熊谷図書館システム管理担当 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年11月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 5 契約金額  
35,610,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当



## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 片柳川越線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市大字下広谷字牛原三八九 番一地从り同市大字下広谷字 牛原南三三〇番二地先まで		区 間
九・二一〇 四三・七五	九・二一〇 一三・二一一	敷地の幅員 (メートル)
二三四・四四		延長 (メートル)
る。 う道路改良事業によ る。		備 考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

路線名	一般国道百二十五号
供用開始の区間	久喜市佐間字西二一八番二地先から同市高柳字十王二三一〇番八地先まで
供用開始の期日	令和二年一月二十四日
備考	平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一〇四・八九メートル

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>阿佐間幸手線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>久喜市高柳字十王二三一五番四地先か ら同市佐間字西二二〇番一地先まで</p>	<p>供 用 開 始 の 区 間</p>
<p>令和二年一月二十四日</p>	<p>供 用 開 始 の 期 日</p>
<p>延長 一〇四・八九メートル</p>	<p>備 考</p> <p>平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第二十四号で 告示した道路予定区域の一部供用開始で ある。</p>

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年一月二十四日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 百二十五号 久喜市佐間字西二一八番二地先から同市高柳字十王二

三一〇番八地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年一月二十五日

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年一月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

令和二年一月十日

指令越建セ第三一〇〇二一号

#### 二 検査済証番号

令和二年一月二十一日

越建セ第四一〇一―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋七十三番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野八百二十六番地 グル―シヤB二〇三

木村 祐規、木村 有希



## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年一月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

令和元年七月八日

指令越建セ第〇一〇一〇〇号

#### 二 検査済証番号

令和二年一月二十一日

越建セ第四一二一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮三百六十四番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町道佛三丁目四番十号 マリーゴールド一〇三号

矢島 徹

# 告 示

## 埼玉県選管告示第七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和二年一月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	桃泉園 北本病院	埼玉県北本市深井五丁目六十六番地

# 告 示

## 埼玉県選管告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和二年一月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団 博翔会 桃泉園 北本病院	埼玉県北本市深井三丁目七十五番地

## 雑報

埼玉県道路公社公告第二号

道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の建設工事を次のとおり施行するので、同法第二十二条第一項の規定に基づき公告する。

令和二年一月二十四日

埼玉県道路公社理事長 大島 利彦

### 一 路線名

主要地方道越谷流山線

### 二 有料道路名

三郷流山橋有料道路

### 三 工事の区間

埼玉県三郷市前間百四十二番三から千葉県流山市三輪野山五丁目五十番十六まで

### 四 工事の種類

改築

### 五 工事開始の日

令和二年一月二十八日